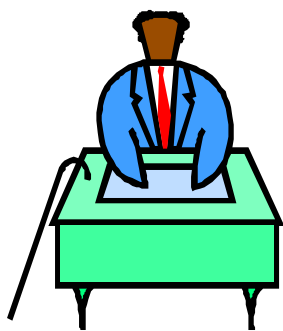


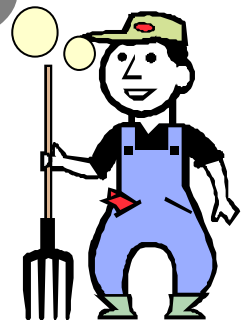
## 5 (市町村と) 協定を結びます

- 活動組織と関係市町村が「協定」を結びます。
- 協定は、  
活動組織は、決定した活動計画や交付金の使い道(資金計画)の実践を、  
市町村は、活動組織への指導や活動の実践状況確認等を行うことを双方が明確化し、確認するものです。



一番身近な市役所の人に活動状況を確認してもらい、より効率的で地域の活力向上に繋がる活動について指導をしてもらおう！

活動計画が、市の地域振興基本方針に沿っているかな。  
計画通り活動を実践しているかな。



## ステップ3

## 6 さあ活動を実践しよう！！



- 新たな構成員も加わりました。点検・計画・実践と盛りだくさんです。
- 活動の記録や助成金の使い道などについては、必ず記録を残しておいて下さい。市町村に確認してもらいましょう！

### 必要な記録事項とは？

- 活動計画に位置づけられた各活動の
  - ・実施状況の写真(年度計画策定や機能診断の状況も含みます)
  - ・活動実施日、実施時間、活動内容
  - ・参加者(団体)名、その人数
  - ・領収書、金銭出納簿 等々



# 7 環境保全型営農活動に支援します！

■ 資源を守る共同活動の支援を受ける地域において実施する **環境にやさしい先進的な環境保全に向けた営農活動**に支援します。

支援を受けるための要件

以下の要件を全て満たすことが必要です！



- 資源を守る共同活動と一体的に行う取組であること  
(「共同活動への支援」の対象地域内であること)
- 対象区域の農業者全体で環境負荷を減らす取組を行うこと(営農基礎活動支援)
- 一定のまとまり( )をもって化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減すること(先進的営農支援)
- エコファーマーの認定を受けること

( ) 各作物ごとに、集落等の生産者のおおむね5割以上の取組 又は 作物全体でみて、集落等の作付面積の2割以上かつ生産者の3割以上の取組

どのくらい助成されるのですか？



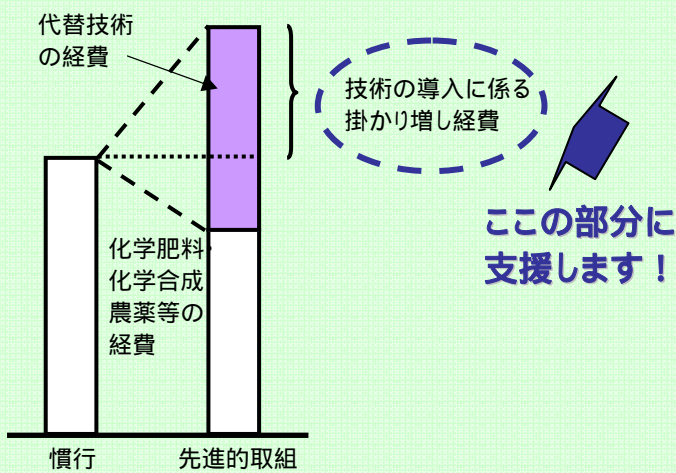
## 営農基礎活動支援

環境負荷低減に向けた取組を進めるため、技術の研修・実証、土壌や生物の調査分析などの活動に対して支援します。

区域を単位とする支援  
1地区当たりの交付額(国と地方の合計)：20万円

## 先進的営農支援

取組面積に応じた支援を行います  
(取組農家に個別配分することもできます)



作物区分	10a当たり単価 (円/10a)
水稻	6,000 円
麦・豆類	3,000 円
いも・根菜類	6,000 円
葉茎菜類	10,000 円
果菜類・果実的野菜	18,000 円
施設で生産されるトマト、きゅうり、なす、ピーマン、いちご	40,000 円
果樹・茶	12,000 円
花き	10,000 円
上記の区分に該当しない作物	3,000 円